摂津市高齢者等配食サービス事業業務委託 プロポーザル実施要項

1.目的

この要項は、買い物や食事づくりが困難で栄養面の改善が必要である高齢者や障害者の方に、栄養バランスのとれた食事（昼食・普通食）を配食するとともに安否確認を行う事業者について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために、必要な事項を定める。

2.委託業務

摂津市高齢者等配食サービス事業業務

3.公募対象

平日（月曜日から金曜日）において、摂津市内全域の対象者に、栄養バランスのとれた食事（昼食・普通食）を配食するとともに安否確認を行うことができる事業者等。

また、きざみ、カロリー・塩分調整食などの特別食について、事業者の対応が可能な場合は、事前に市と協議のもと、特別食の内容及び価格について定めるものとする。

4.事業概要

別添仕様書のとおりとし、委託金額については、1食あたり、上限832円とする。

各年度の委託金額の上限は、令和9年度 2,463,000円、令和10年度 2,592,000円、令和11年度 2,722,000円とする。

5.委託期間

令和9年4月1日から令和12年３月31日まで

6.プロポーザル実施スケジュール（予定）

実施内容	実施日・実施期間
実施要項の案内	令和８年11月16日（月） ※ホームページ・課窓口
質問受付期間	令和８年11月16日（月）から11月25日（水）午後5時まで
質問への回答	12月２日(水）※ホームページに掲載
業務受託企画書の提出期限	令和８年12月11日（金）午後5時まで ※高齢介護課窓口へ持参もしくは郵送の場合は必着
現地調査	令和８年12月下旬　※必要があれば実施
プレゼンテーション	令和9年1月中旬
審査結果通知	令和9年1月下旬
契約締結・委託開始	令和9年4月1日

7.プロポーザルの参加資格

このプロポーザルに参加できる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者とする。なお、必要書類の提出後において、以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

（1）弁当の調理が可能な食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく許可を受けており、本事業で提案する調理・配達拠点において過去3年間に食中毒による行政処分を受けていないこと。

（2）事業者の責任によって調理から配達及び安否確認の一連の業務を実施できること。

（3）事業実施に必要な人材及び配食用車両その他の器具・機材を現に確保しており、事業を継続的に安定して実施していること。

（4）宅配弁当等の実績が1年以上であること。

（5）平日週5日（昼食)の配食が可能であること。（ただし、12 月 29 日から翌年 1 月3日までを除く。)

（6）地方自治法施行令（昭和22年政令第 16 号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（7）必要書類の提出日において、法令違反を理由として大阪府知事から指名停止を受けている者又は摂津市長から業務等に関し、指名停止の措置を受けている者でないこと。

（8）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく、更生手続開始の申立てが行われていないこと。

（9）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく、再生手続開始の申立てが行われていないこと。

（10）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しないこと。

（11）国税及び地方税を滞納していないこと。

8.質問の受付及び回答

実施要項にかかる質問は、「質問書（様式１）」によるものとし、保健福祉部高齢介護課までメールにより提出すること。

①提出期限 令和8年11 月25日（水）午後5時まで

②回答方法 令和8年12月2日（水）市ホームページに掲載

※電話での質問は一切受付できません。

9.プロポーザルの参加にかかる書類の提出（添付書類）

（1） 摂津市高齢者等配食サービス事業業務受託企画書（様式２）

（2） 応募にかかる誓約書（様式３）

（3） 委託料見積書（様式４）

（4） 登記事項証明書（※個人事業者の場合は住民票）

（5） 印鑑証明書

（6） 食品衛生法に定める許可証の写し

（7） 食中毒事故に関する証明書（様式5）※様式は任意
（８） 各納税証明書（「国税の納税証明書その3の3」、事業者が所在する都道府県及び市区町村が発行する未納がないことの証明書）
（９） 決算書
（10）業務マニュアル（配達・衛生管理・緊急対応等）
（11）法人・施設等のパンフレット
（12）施設写真（調理スペース及び食材の保管スペースがわかるもの）
（13）管理栄養士等免許又は資格証明書の写し
（14）直近の献立表1か月分

10. 提出先・提出方法

（1）提出先

保健福祉部高齢介護課まで提出（宛名は摂津市長名で提出すること。）すること。

（2）提出方法

持参又は郵送による。

（3）必要書類の提出期限

令和8年12月11日（金）午後5時まで

※郵送の場合は、提出期限必着とする。

11. 現地調査

市職員が応募者の調理施設や事務所に訪問し、施設設備等の安全・衛生面への対応について聞き取り調査を行う場合がある。その場合、日程調整の連絡をする。

12. プレゼンテーション

令和9年1月中旬を予定。日時等については、後日通知する。
プレゼンテーションの時間を15分とし、その後に質疑応答の時間を5分程度設ける。
また審査用として、弁当1食分（普通食）を提出すること。

13. 評価の基準及び審査

評価の基準については、別紙「摂津市高齢者等配食サービス事業業務委託　プロポーザル評価表」のとおり。なお、満点の6割を最低基準点とし、各項目における選考委員の平均点が全ての項目で最低基準点を満たしていることとする。
審査は、別紙「摂津市高齢者等配食サービス事業業務委託　プロポーザル評価表」に基づき、審査委員会委員が評価を行い、審査委員会委員全員の評価点を合計したものを評価基準点とする。
提案単価が著しく低額である場合は、市は、仕様書に定める業務を適切かつ継続的に履行できることを確認するため、当該提案者に対し、提案単価の積算内訳その他必要な資料の提出又は説明を求めることがある。前項の確認の結果、仕様書に定める業務を適切かつ継続的に履行できることが確認できない場合は、当該提案を優先交渉権者の選定対象から除外することがある。

評価基準点が最も高い事業者を優先交渉権者と選定し、当該業務委託についての協議を行う。

なお、優先交渉権者に委託契約を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下の次点候補者のうち、評価基準点が上位であった事業者から順に協議を行うものとする。

14. 審査結果の通知

結果については、市ホームページに公表するとともに、事業提案書等を提出したすべての団体に文書にて通知する。

なお、いかなる場合においても異議の申し出は認めない。

15. その他

（1）本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者団体の負担とする。

（2）書類の分割提出、及び提出期限終了後の提案等の修正又は変更は一切認めない。

（3）提出書類は一切返却しない。

（4）プレゼンテーション当日、参加団体は、パワーポイント等を使用可能。

（5）委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負うことを禁止する。

16. 問合せ先

摂津市役所　保健福祉部　高齢介護課　高齢福祉係
〒566−8555
摂津市三島一丁目1番1号
電話　06−6170−1561
メールアドレス　　kourei-kaigo@city.settsu.osaka.jp